

下水道による
「水のネットワーク」づくりの検討

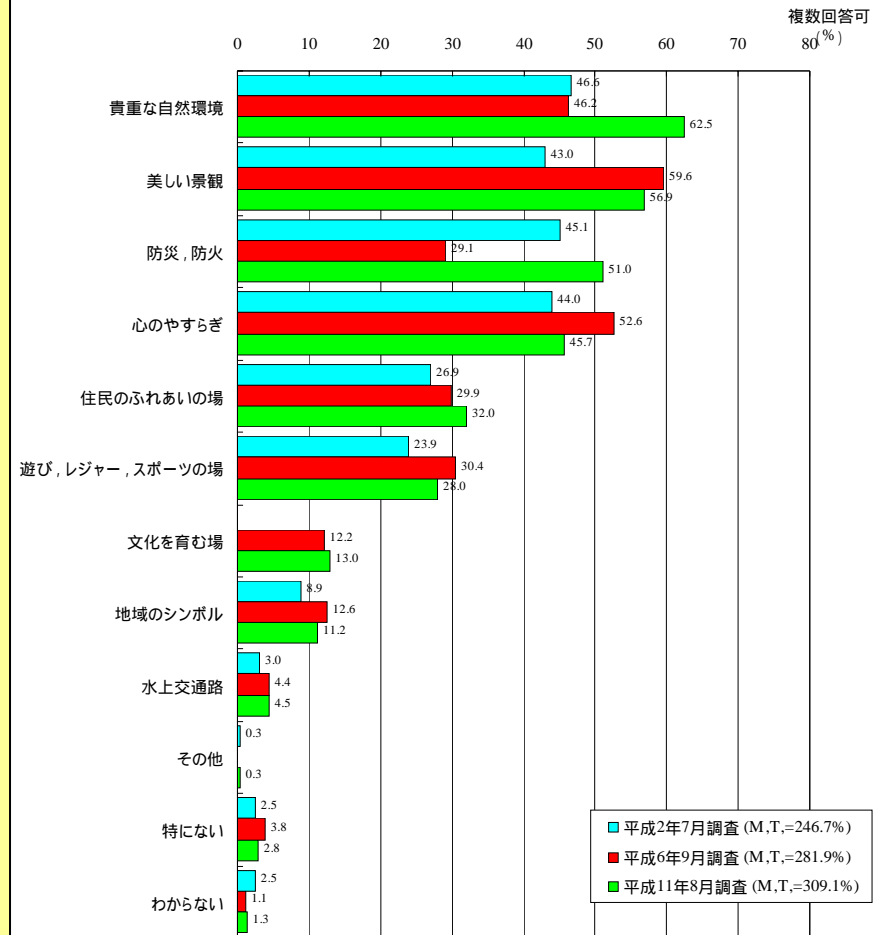
都市域における水循環系の再生

都市域には、法河川、準用河川、下水道、公園内の池沼・水路、農業用溝渠、ため池、調整池、道路側溝、運河等の様々な水路等（以下「都市水路等」という。）が存在している。

（中略）

都市水路等には、個別の法令等に基づく本来の役割・目的以外に、都市域における貴重な自然環境の提供、美しい景観の形成、災害時における防災用水の供給、地域文化の形成、観光資源の提供等の付加的な目的や機能を有しているものも多く、それらは都市再生や観光振興等に必要とされる「都市環境インフラ」と位置づけられるべきものである。しかし、**既設の都市水路等が存在しているにもかかわらず、都市環境インフラとしての付加的な目的・機能に着目した管理について制度的な枠組みが存在しないことが、都市域における水循環系再生の隘路となっている。**

（流域管理小委員会中間報告案）



街づくりでの水や水辺の役割について

（出典：水環境に関する世論調査(総理府(現：内閣府))
(平成11年8月))

「水のネットワーク」づくりの制度化

都市域における健全な水循環系を再生するため、それぞれの目的に即して管理されている都市水路等並びに再生水や湧水等の都市水源を活用しつつ、都市環境インフラとして、本来目的以外の付加的な目的・機能に着目した「水のネットワーク」を形成するための制度が求められる。

具体的には、以下のような制度について検討する必要があると考えられる。

本来の管理者とは別に都市環境インフラとしての付加的機能に関する公共管理者である「**水のネットワークの管理者**」の制度

水のネットワークの管理者、都市水路等の管理者、再生水等都市水源の管理者、地域住民団体等が互いに協議して「**水のネットワーク計画**」を策定する制度

都市水源を保全する制度

水のネットワークの管理者が一部の管理事務を個人や住民団体等に委任するための**管理協定制**度

水のネットワークと下水道との**相互連携のための制度**

(流域管理小委員会中間報告案)



再生水によってせせらぎが甦った玉川上水



神戸市における再生水の活用

都市水路の再生への取り組み事例

水質悪化により環境機能が消失した水路での取り組み（東京都 立会川）
下水道法第10条に基づき、JRが東京都下水道局の許可を受けて実施したもの



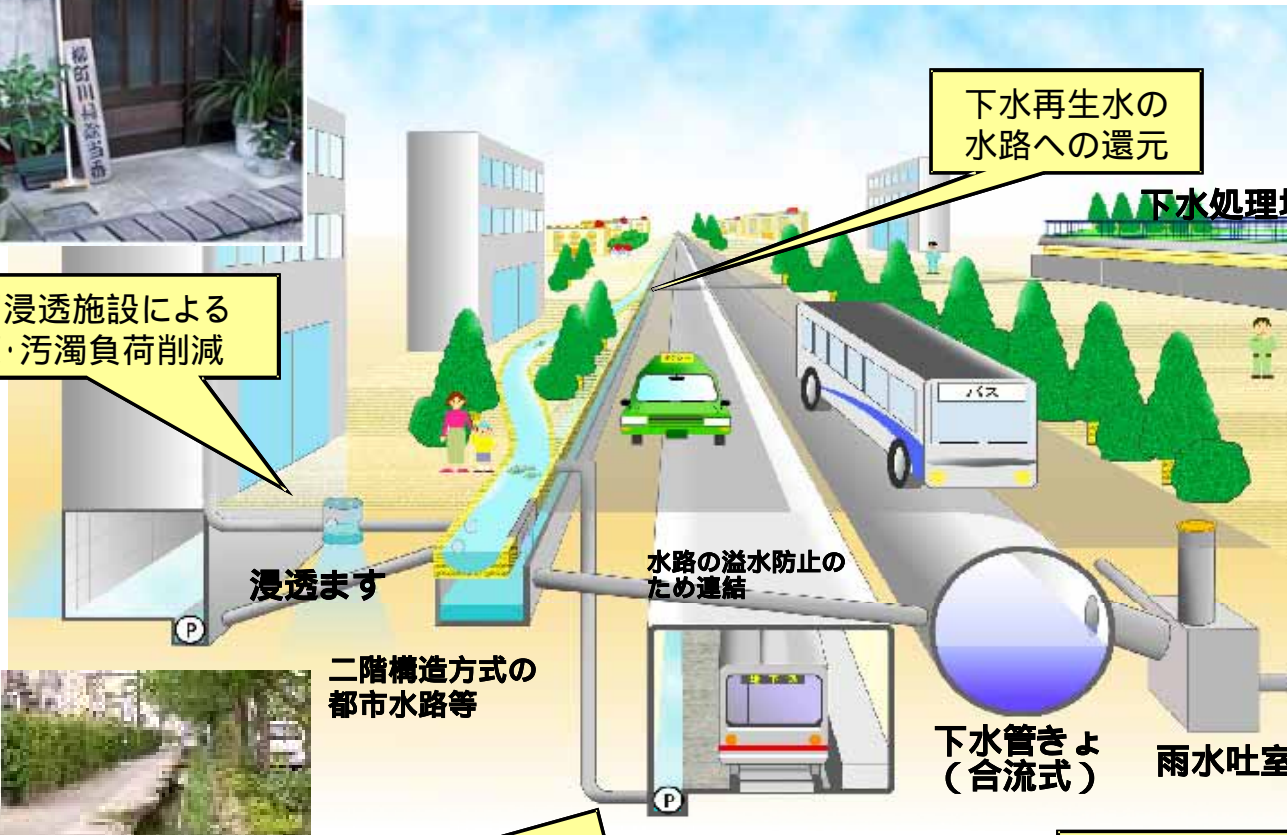
(第1回都市水路検討会(7月15日)資料を一部改変)

「水のネットワーク」と下水道との相互連携

郡上八幡における水路の管理



雨水貯留浸透施設による
浸水対策・汚濁負荷削減



浸透ます

水路の溢水防止のため連結

下水再生水の
水路への還元

下水処理場

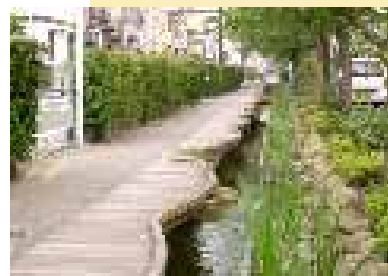
二階構造方式の
都市水路等

下水管きよ
(合流式)

雨水吐室

地下室，地下鉄等への地下浸出
水の水路への還元

都市水路等を用いた雨水排水
による越流の減少



川崎市「江川せせらぎ遊歩道」

下水道による「水のネットワーク」づくり のための法制度のあり方

下水道管理者としての市町村長は、他の都市水路管理者の協力を求めながら、公共下水道又は都市下水路の事業制度を活用して必要な事業を行うことが可能。この場合、法制度のあり方について以下のような論点が考えられる。

「水のネットワーク計画」に関する制度

水路流水（再生水や湧水等）の利用についてのルールづくりの制度

湧水等都市水源を保全する制度

下水道管理者と下水道以外の水路管理者との管理協定制（承継効）

下水道管理者が必要と認めた場合、下水道排水区域の下水（湧水等）を下水道以外の都市水路に流入させるための排水設備の設置に関する制度

再生水を広域的に活用するための、放流渠の流域下水道事業制度

（公共用水域の水質保全を目的とする処理水の迂回放流、沖合放流等のための放流管の流域下水道事業制度についても要検討）

「水のネットワーク」づくりのために必要な、下水道以外の都市水路の改良等に対する国の財政支援制度



別途、河川部門、都市計画部門等と連携して検討会を実施中